

現地検証の結果を踏まえた 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの 改訂に向けての検討

◆国の小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実と府独自の実証検査の関係について、整理したところ、国の小規模店舗の用途・業種分類に関し、概ねカバーできている。

用途	業種分類	府独自の実証検査	
		R3	R4
物販店舗	スーパーマーケット、量販店、ホームセンター、書店等	書店※1	—
	コンビニエンスストア、日用品販売店等	日用品販売店※1	—
	専門店（衣料品店、靴店、眼鏡店等）	花屋※2	衣料品店
飲食店舗	テーブル型飲食店 （ファミリーレストラン、居酒屋、料理店（和・洋・中）等）	喫茶スペース※2	—
	カウンター型飲食店 （ラーメン店、回転寿司、牛丼チェーン等）	—	回転寿司
	セルフサービス型飲食店 （ファーストフード、コーヒーチェーン等）	ファーストフード店 ※1	—
サービス店舗	銀行・郵便局等	JAバンク	銀行、郵便局
	薬局、クリーニング店、質屋等	—	クリーニング店
	理容所、美容所	—	美容室

※1：イオンモール内の店舗 ※2：JA内の店舗

< 店舗形態 >

ビルインタイプ

(1) 複合店舗

ビル内にテナントとして入居した複合店舗

例: ショッピングセンター等の商業施設



(2) 路面店舗

道路等に出入口が面する1階店舗

例: 専門店、コンビニ、銀行の支店等



銀行

独立タイプ

(3) 独立(単独)店舗

道路等に面する独立店舗

例: 量販店、ホームセンター、ファミレス等



※駐車場・EV・便所は、業種等により、設けられない場合有り

JAバンク
衣料品店
クリーニング店
美容室
郵便局

イオンモール
回転寿司
花屋
喫茶スペース

●大阪府における独自検証結果及びガイドラインへの記載案について

物販店舗

現状	ガイドラインへの記載案	記載ページ
<p>①上の棚の商品に手が届かず、 値札が見えづらい問題がある</p>	<p>①車椅子使用者が選びやすく手 にとりやすい高さ・奥行き の商品棚について記載</p>	<p>21. 小規模店 舗に係る設計 ガイドライン (P. 20)</p>
<p>②レジの通路幅が狭いと車椅子 で通り抜けすることが難しい 場合がある</p>	<p>②通路の端部やレジ前等に車椅子 使用者の転回スペース (140cm角以上) 確保につい て記載</p>	<p>17. 内装等 共通 (P. 15) 21. 小規模店 舗に係る設計 ガイドライン (P. 20、21、 22)</p>

飲食店舗

現状	ガイドラインへの記載案	記載ページ
<p>③カウンター席の椅子が移動でき、車椅子で一部着席可能な場所もあるが、奥行きが狭いためレーンに手が届きにくい</p>	<p>③可動式の椅子席を確保するなど、車椅子利用者が利用できるよう対応について記載</p>	<p>17. 内装等 (P. 17) 21. 小規模店舗に係る設計ガイドライン (P. 21)</p>
<p>④カームダウンスペースがあると良い</p>	<p>④多様なニーズへの対応として個室等に対応できるよう記載</p>	<p>21. 小規模店舗に係る設計ガイドライン (P. 21)</p>

サービス店舗

現状	ガイドラインへの記載案	記載ページ
<p>⑤ A T Mの液晶画面が車椅子には高く、反射して見えづらい。また画面が押しづらい</p>	<p>⑤ 車椅子使用者の接近のしやすさや見やすさについて記載</p>	<p>16. 造作設備 (P. 13) 21. 小規模店舗に係る設計ガイドライン (P. 22)</p>
<p>⑥ サービスカウンターに杖置きがある方がよい</p>	<p>⑥ 杖ホルダーや机にくぼみを設ける方がよい旨記載</p>	<p>21. 小規模店舗に係る設計ガイドライン (P. 22)</p>
<p>⑦ 通路やコーナー部に観葉植物などが置かれており通行上支障がある</p>	<p>⑦ 通路の有効幅員の確保について記載</p>	<p>21. 小規模店舗に係る設計ガイドライン (P. 22) 17. 内装等 (P. 14)</p>

サービス店舗

現状	ガイドラインへの記載案	記載ページ
<p>⑧ローカウンターがあると良い</p> <p>⑨車椅子利用者用駐車区画に ロック版があり車椅子では使 いにくい</p> <p>⑩駐車場の発券機が高く届かな い</p>	<p>⑧ローカウンターについて記載</p> <p>⑨乗降スペースについて記載</p> <p>⑩発券機の高さについて記載</p>	<p>16. 造作設備 (P. 12)</p> <p>21. 小規模店 舗に係る設計 ガイドライン (P. 22)</p> <p>9. 駐車場 (P. 11)</p> <p>16. 造作設備 (P. 13)</p> <p>21. 小規模店 舗に係る設計 ガイドライン (P. 22)</p>